



Newsletter

ATSUMI & SAKAI
www.aplawjapan.com

2025年4月25日

No.IUK_001

英国 Economic Crime & Corporate Transparency Act 2023 に基づく 不正防止不履行罪の概要及び Q&A

執筆者：弁護士 [金久 直樹](#) / 弁護士 [中西 由佳](#)
外国法事務弁護士（連合王国法）* [ニコラス・J・カッソン](#)

*渥美坂井法律事務所弁護士法人はイングランド及びウェールズのソリシターズ・レギュレーション・オーソリティによる規制の適用を受けていません。

I. 概要

市場が開放されている英国は、詐欺やマネーロンダリングのリスクに晒される恐れがあるところ、係るリスクに対応するために2023年にThe Economic Crime and Corporate Transparency Act 2023¹（以下「ECCTA」という。）が制定された²。ECCTAは、Company House（企業登記局）に関する改革、リミテッド・パートナーシップの悪用を防止するための改革、犯罪が疑われる暗号資産の差押え及び回収に必要な追加権限の法執行機関への付与、不正防止の不履行に関する犯罪（failure to prevent fraud offence）（以下「不正防止不履行罪」という。）の導入など、広範な内容を含んでおり、2023年に制定された後、段階的に施行されている。

特に、不正防止不履行罪については、**英国外の企業にも直接適用**され、**上限なしの罰金刑**が問われる可能性もあることから英国と関係のある日本企業への影響が大きく、慎重な対応が求められるものとする。そこで、本稿では不正防止不履行罪について、2024年11月に英国政府より公表されたガイダンス³（以下「ガイダンス」という。）の内容も踏まえ、その概要を説明するとともに、企業等（以下に定義する。）が取るべき対応について概説する。**不正防止不履行罪の適用開始は2025年9月1日**とされているため⁴、対象となり得る企業等は、それまでに必要な準備をする必要がある。なお、仮に下記要件を満たさず不正防止不履行罪の対象とならない企業等であっても、レピュテーションリスク等を避けるために本稿に沿って不正防止措置を講じることが望ましい。

¹ <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2023/56/contents/enacted>

² <https://www.gov.uk/government/publications/economic-crime-and-corporate-transparency-act-2023-factsheets/economic-crime-and-corporate-transparency-act-overarching-factsheet>

³ 「Economic Crime and Corporate Transparency Act 2023: Guidance to organisations on the offence of failure to prevent fraud.」
<https://assets.publishing.service.gov.uk/media/67868e29c6428e013188179c/Failure+to+Prevent+Fraud+Guidance+-+English+Language+v1.6.pdf>

⁴ <https://www.gov.uk/government/publications/offence-of-failure-to-prevent-fraud-introduced-by-eccta>

II. Q&A

1. 不正防止不履行罪とはどのような犯罪か。

ECCTA により新たに導入された不正防止不履行罪（ECCTA 第 199 条⁵）は、贈賄行為を規制する賄賂防止法（Bribery Act 2010）及び犯罪収益の没収等を目的とする犯罪財政法（Criminal Finance Act 2017）に類似する企業犯罪類型である。

不正防止不履行罪は、（１）「大企業等」（large organization）（以下に定義する。）において、（２）当該大企業等の「関係者」（a person who is associated with the body）等が、（３）当該大企業等に利益（直接的か間接的かを問わない。）をもたらす目的で、「不正を犯し」（fraud offence）、（４）当該大企業等が当該不正を防止するための合理的な措置を取っていない場合に成立する（但し、「UK Nexus」（Q7 参照）が認められる場合に限る。）。

2. これまで英国で導入されていた企業犯罪類型とはどのような点で異なるのか。

英国では既に、賄賂防止法において贈賄防止懈怠罪（failure to prevent bribery）（同法第 7 条(1)）が、犯罪財政法において脱税促進行為防止懈怠罪（failure to prevent facilitation of tax evasion）（同法第 45 条及び第 46 条）が導入されており、贈賄や脱税促進行為の防止を怠った大企業等に対する刑事罰が定められている。一方、不正防止不履行罪の対象行為は「不正」（fraud）であり、また、不正をする行為主体として、従業員、代理人、子会社又は企業の利益のためにサービスを提供するあらゆる者等が対象となっており（ECCTA 第 199 条(7)-(9)）、贈賄防止懈怠罪や脱税促進行為防止懈怠罪よりもその範囲が広い点で異なる。

3. 不正防止不履行罪の適用対象となる企業はどのような企業か。

犯罪が行われた年の前の会計年度において、以下のいずれか 2 つ以上に該当する法人又はパートナーシップ（relevant body）（以下「企業等」という。）（ECCTA 第 199 条(13)）（又はグループ親会社について、グループ全体を合計して下記のいずれか 2 つ以上を満たしている場合は large organisation に該当し（以下「大企業等」という。）、不正防止不履行罪の対象となる。

- (i) 売上高が 3600 万ポンド超
- (ii) 資産が 1800 万ポンド超
- (iii) 従業員が 250 人超（従業員の数については、当該事業年度における平均的な従業員の数をいう（ECCTA 第 201 条(4)参照））

なお、子会社の場合、上記要件を満たさない場合であっても、親会社が上記要件を満たす大企業等の場合、子会社の従業員が（１）子会社の利益のために不正を行えば当該子会社が刑事責任を負い、また、（２）親会社の利益のために不正を行えば当該親会社が刑事責任を負う（ECCTA 第 199 条(2)及び(8)、ガイダンス 9 頁参照）。

なお、大企業等の要件について英国で設立された法人等に限定されていないことから、**英国外で設立された法人等に対しても適用される可能性がある**ことに留意する必要がある（ガイダンス 12 頁乃至 13 頁参照）（但し、上記の通り、不正防止不履行罪が成立するためには UK Nexus が必要となる。UK Nexus の詳細については Q7 参照。）。

⁵ <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2023/56/section/199>

4. 不正をする行為主体である「関係者」(a person who is associated with the body)には誰が含まれるか。

「関係者」には、従業員、代理人、子会社、当該大企業又はその子会社のために又はその代理としてサービスを提供するあらゆる範囲の第三者が含まれており (ECCTA 第 199 条(7)乃至(9))、広範な概念となっている。

5. 不正防止不履行罪を構成する「不正」とはどのような行為をいうか。

「不正」には以下が含まれる (ECCTA 第 199 条(6)(a)、別表第 13 参照) (なお、別表第 13 については閣内大臣 (Secretary of State) によりいつでも変更することが可能であるため (ECCTA 第 200 条)、定期的に確認を行うことが望ましい。)

「不正」に該当する行為	具体例
虚偽表示による詐欺	新しいソフトウェア製品について、内部テストでは 20%の業務効率化にとどまったにもかかわらず、大口顧客との有利な契約を獲得するため、マーケティングマネージャーが、「業務効率を 2 倍に高める」旨の虚偽の事実を広告に記載し、顧客が閲覧可能な状況にした場合。
情報非開示による詐欺	投資家向けプレゼンテーションにおいて、訴求力のある投資商品に見せるため、ある企業が既知の重要な問題 (例：主力製品における重大なサイバーセキュリティの脆弱性) を意図的に伝えなかった場合。
権限濫用による不正	サプライヤーの提案を担当する従業員が、低い価格にて最先端のサービスを提供しているサプライヤーに対して金銭的利害関係を密かに有していたところ、係る事実を伏せたまま、当該利害関係に基づき、このサプライヤーを提案し、その結果、会社に対して利益がもたらされた場合。
不誠実行為によるサービスの取得	調達部門の従業員が、会社の予想注文数量と信用力を過大に表示した条件をベンダーに対して提示したところ、通常では行われない大幅な割引がベンダーにより提案された。経営陣は内部で作成されたデータに依拠して本取引を承認し、即時の財務的利益を得た場合。
虚偽会計	会計担当者が、四半期目標の達成プレッシャーを受けて、架空の売上高を計上し、記録した場合。
不公正取引	財政状況の悪化を隠ぺいして新たな投資家からの資金調達を受けるために、企業の経営陣が一連の偽装取引を実施し、売上高の見通しを人為的に水増しした場合。
公的収入を偽る行為	ある企業の税務部門が、特定の収益を完全子会社の海外法人に振り替えることにより、課税所得を故意に過少申告した場合。

但し、当該大企業等自身がこれらの不正行為の被害者である場合には、不正防止不履行罪は成立しない (ECCTA 第 199 条(3))。

6. どのような行為が「不正を防止するための合理的な措置」に該当するか。

不正防止不履行罪は、対象会社が、「不正を防止するための合理的措置」（以下「不正防止措置」という。）を履行していた場合（又は、いかなる状況においても、何らかの措置を履行しないことが合理的であった場合）には成立しない（ECCTA 第 199 条(4)(a)）。上記 Q.4 の通り、不正防止不履行罪の行為主体が広範であり、対象会社が認識又は関与せずに不正防止不履行罪が成立する恐れがあることを踏まえると、不正防止措置を整備し、実施することは重要になるものと考えられる。

この点、どのような行為が不正防止措置に該当するのかについて、ECCTA 上明確な定義はないものの、ガイダンスの Chapter 3 において行われている解説が参考になる。具体的には、以下の 6 つの原則を踏まえて不正防止措置を実施すべきとされており、例えば以下のような措置の実施が想定されている。

原則	想定される措置の具体例
経営陣のコミットメント	特定の管理措置を省略した場合、その決定及び理由を記録し、許容可能なリスクが適切に評価され、経営陣による承認を取得したことを確実にする。
リスク・アセスメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> - (i) 内部不正（組織に対する不正請求）と、(ii) 外部からの不正行為（組織に利益をもたらす不正）の両方を対象とした詳細な不正リスク評価を実施する。 - 既存の管理措置の有効性を定期的に評価する。
比例的なリスクベースの防止措置の策定	<ul style="list-style-type: none"> - 詐欺リスクに影響を与える従業員、代理人、サプライヤー及び第三者請負業者を特定する。 - 詐欺対策ポリシーを常に最新に保ち、信頼性の高い報告システムを維持する。
デュー・デリジェンスの実施	<ul style="list-style-type: none"> - 第三者との契約締結や取引開始時に、十分なデュー・デリジェンスを実施する。 - 特定の管理措置に関する決定を記録し、リスクが適切に正当化され、監督されていることを確認する。
コミュニケーション（トレーニングを含む。）	<ul style="list-style-type: none"> - 詐欺防止意識の向上を目的とした研修を強化し、詐欺行為を防止する文化の浸透を促進する。 - 関連する利害関係者に、更新された詐欺対策ポリシーを効果的に伝達する。
モニタリング及びレビュー	<ul style="list-style-type: none"> - 既存の管理措置の有効性を定期的に評価する。 - 特定の管理措置を省略する決定について記録し、許容可能なリスクが適切に文書化され、承認されていることを確認する。

但し、ガイダンス上も、実施されるべき具体的な措置が明記されているわけではなく、不正防止措置が実施されていたかどうかは最終的には政府や裁判所の判断に委ねられることになる。もっとも、ガイダンスに従い上記のような措置を講じることにより、不正防止措置が実施されていたと判断される可能性は高まるものと思われ、対象となり得る大企業等は、ガイダンスを参考に、必要な措置の整備及び実施を行うことが望ましい。

なお、不正防止措置が実施されていたことの立証責任は対象会社が負うため（ECCTA 第 199 条(4)）、これらの措置を実施していたことの証左を残しておくことが望ましい。

7. どのような場合に「UK Nexus」があると認められるか。

UK Nexus とは、①詐欺行為の一部が英国にて行われた場合又は②利益又は損失が英国において発生した場合だと考えられており（ガイダンス 12 頁以下「2.5 Territoriality」参照）、英国国外の会社の英国在住の従業員が不正を行った場合等、対象会社の拠点が英国内か海外かを問わず不正防止不履行罪が成立し得る。

8. 違反した場合にはどのような罰則が科されるか。

ECCTA に基づく不正防止不履行罪が成立した場合、対象会社には**上限なしの罰金刑**が科される可能性がある（ECCTA 第 199 条(12)）。なお、不正防止不履行罪の成立について、不正行為が行われたことを対象会社が認識していたことは法律上要件とされていないため、不正行為に対する対象会社の認識の有無を問わず、同罪が成立するものとする。

対象会社が捜査に全面的に協力を行った場合は、刑事処分が減免される可能性がある。

なお、ECCTA に基づく不正防止不履行罪は Q.1 記載の通り企業犯罪類型であり法人に対する刑罰であることから、不正防止不履行罪について取締役等の個人の責任は追及されないものの、当該取締役等自身が不法行為を行った場合には、同不法行為に対して ECCTA 以外の法令に基づき別途刑罰が科されることになる。

III. 企業に求められる対応

上記の通り ECCTA に基づく不正防止不履行罪の及ぼす影響は大きく、英国と関係のある日本企業は 2025年9月1日までに対応の要否を検討及び調査の上、適用要件を満たす場合は不正を防止するための合理的な措置を実施する必要がある。

また、適用条件を満たすことが明確ではない場合であっても、上限なしの罰金刑が課され得ることやレピュテーションリスク等を避けるために本稿に沿った不正防止措置を講じることが望ましいと考えられる。

執筆者

弁護士 [金久 直樹](#) (シニアパートナー、第一東京弁護士会)

Email: naoki.kanehisa@aplav.jp

弁護士 [ニコラス・J・カッソン](#) (パートナー、第一東京弁護士会)

Email: nicholas.casson@aplav.jp

*渥美坂井法律事務所弁護士法人はイングランド及びウェールズのソリシターズ・レギュレーション・オーソリティによる規制の適用を受けていません。

弁護士 [中西 由佳](#) (オブ・カウンセル、第二東京弁護士会)

Email: yuka.nakanishi@aplav.jp

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 英国プラクティスチーム

Email: ipg_uk@aplav.jp

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

東京オフィス | Tokyo Head Office
〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-2
富国生命ビル (総合受付: 16F)


福岡提携オフィス | Fukuoka
Affiliate Office
(A&S 福岡法律事務所弁護士法人)
〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 2 丁目 12-1 天神ビル 10 階


ニューヨーク提携オフィス | New
York Affiliate Office
1120 Avenue of the Americas, 4th
Floor
New York, New York 10036


ロンドンオフィス | London Office
85 Gresham Street,
London EC2V 7NQ, United
Kingdom


フランクフルト提携オフィス |
Frankfurt Affiliate Office
OpfernTurm (13th Floor)
Bockenheimer Landstraße 2-4,
60306 Frankfurt am Main, Germany


ブリュッセルオフィス | Brussels
Office
CBR Building, Chaussée de la Hulpe
185, 1170, Brussels, Belgium


ホーチミンオフィス | Ho Chi
Minh Office
10F, The NEXUS building, 3A-3B
Ton Duc Thang Street,
Ben Nghe Ward, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam
